

【災害時の免責について】

大規模な災害や不可抗力による事故や事変が発生した場合、ライフラインや通信網の遮断、交通規制、避難などにより、ご依頼いただいたチラシ及びメール便の一部、または全部が配布不能となる事態が考えられます。

以上のことから災害時には「災害時の免責」を適応させていただきます。

<適応となる災害等>

- ・大地震
- ・津波
- ・水害
- ・風害
- ・大雪
- ・火災、爆発事故
- ・ライフラインや通信網の遮断
- ・新型インフルエンザなどの感染症の発生
- ・土砂崩れ
- ・災害等にともなう交通規制、避難勧告
- ・噴火、山林火災
- ・放射能汚染
- ・ミサイル発射情報による危機
- ・その他の災害

<災害時の免責>

災害などにより配布困難な事態が発生した際は、可能な限り通常配布に努めますが、配布員の安全が守られない可能性がある場合は、責任の免除をお願いすることになります。あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。